

○ちがさき自転車プラン推進委員会規則

平成28年6月30日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置されたちがさき自転車プラン推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、ちがさき自転車プランの策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 市の区域内の青少年育成関係団体の代表者
- (4) 市の区域内の高齢者関係団体の代表者
- (5) 市の区域内の商業関係団体の代表者
- (6) 市の区域内において公共交通事業を行う者の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会は、特別の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員会の委員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市部都市政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。